

補償内容について

弊社及び弊社グループのスタッフがお客様からの依頼を受けて仕事をした際に物損・傷害をした際に弊社加入の保険会社の規定範囲内で査定された金額にて補償を行います

■保険内容及び補償限度額について

- ・ 東京海上日動火災保険株式会社／超ビジネス保険・賠償責任に関する補償（託児による0歳児の身体障害補償特約・管理下財物事故特約）
- ・ 施設・事業活動遂行事故：支払限度額（1事故）：最大10,000万円（免責1万円）
- ・ 生産物・完成作業事故：支払限度額（1事故）最大10,000万円（免責1万円）
- ・ 管理下財物事故：支払限度額（1事故）最大500万円（免責1万円）

■損害保険金

- ・ **損害保険金 = ①保険査定算出額 - ②免責金額（10,000円）**

※上記の算式により算出した金額をお支払いいたします

■算出について

- ・ 保険会社による査定による決定により保険金額を算出
- ・ 経年劣化・耐用年数も加味される為、**購入金額満額の補償はお約束できません**
- ・ 特に電化製品は市場価格や耐用年数により補償額がかなり低くなる場合があります
- ・ 市場価値が上がっていても、購入金額までの補償（定価まで）になります
- ・ 内容により中古市場の販売価格を参考に算出するケースがあります

■修理について

- ・ 物損に関しては基本は修理補償となります
- ・ 修理に関しては、お手数ですがお客様にて手配をして頂く事になります
- ・ 見積の提出が必要になります

■身体に関する事

- ・ 治療に為の入院・手術費用などの補償となります
- ・ 医師による診断書が必要になります
- ・ 保育時に自然的な原因での持病の悪化・死亡などは補償対象外となります
- ・ 保育以外の原因による犯罪や交通事故に巻き込まれた時の怪我などは対象外

■対象外

- ・ 弊社スタッフ対応以外の事故 及び 原因が不明なもの
- ・ 事故発生日より7日間時間が経過して申請された事故
- ・ 地震・台風・大雨などの天災による損害
- ・ 風・雨・雪・雹・砂塵の吹込みや染み込み・漏入は対象外
- ・ その他、東京海上日動火災保険株式会社／超ビジネス保険・賠償責任に関する補償に準ずる

■その他

- ・ **お客様が弊社や保険会社の許可を得ずに、修理・購入された場合は補償対象外**になります
保険会社と弊社スタッフが相談しながらの補償額が確定する事になります。
- ・ 査定の結果、免責10,000円を下回っている場合は補償がありません事をご了承ください
- ・ 物損の現物や写真が無く、且つ 領収書や修理見積書なども無い場合は補償出来ないケースがあります
- ・ その他、東京海上日動火災保険株式会社／超ビジネス保険・賠償責任に関する補償に準ずる
但し、株式会社ss-consulが加入している範囲とする

■流れ

- ①報告書に記入（お客様記入欄あり）
- ②内容確認後査定
- ③修理見積や購入時の領収書や金額が掛かっている納品書のご提出
- ④補償額決定（免責10,000円を超える部分を補償）
- ⑤保証金額を振込（業者対応は保険会社よりへ直接振込）

【連絡先】

会社名： 株式会社ss-consul

連絡先： info@ss-consul.net / 0466-54-3270

加入保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

加入保険名：超ビジネス保険（事業活動包括保険）

